



報道関係者 各位

平成 28 年 10 月 17 日(月)

【照会先】

愛知労働局労働基準部賃金課

賃金課長 西田 吉治

地方主任賃金指導官 七原 邦義

電話番号 052-972-0257

7業種の特定最低賃金の改正決定について(答申)

～ 平成 28 年 12 月 16 日から効力が発生します ～

- 1 愛知地方最低賃金審議会（公益・労働者・使用者各代表 5 人、計 15 人構成、会長(中京大学経済学部教授 中山 恵子) は、本年 8 月 5 日、愛知労働局長（局長 木暮 康二）から、7 業種の「特定最低賃金」の改正決定に係る諮問を受けて、専門部会を設け慎重に審議を重ねてきたが、本日、愛知労働局長に対して、7 業種の「特定最低賃金」の金額を別紙のとおり引上げるよう答申した。
- 2 審議経過としては、各特定最低賃金について、経済状況の改善、労働条件の底上げ、愛知県に相応しい水準等を主張して、大幅な引き上げを求める労働者代表委員と愛知県最低賃金が大幅に引き上げられている中、春闘の妥結状況が昨年より低下している状況で、中小零細企業の経営環境は厳しく、引き上げを行える状況にはないと主張する使用者代表委員との間で厳しい審議が続いたが、公益代表委員の調整等により結審し、本日の答申に至ったものである。
- 3 愛知労働局長は、この答申を受けて答申内容の公示、官報登載など所定の手続を行うこととしている。
改正された賃金額は、本年 12 月 16 日から効力が発生する予定である。
- 4 愛知県の最低賃金は、すべての労働者に適用される「愛知県最低賃金」と特定の業種の労働者に適用される「特定最低賃金」とがあり、「愛知県最低賃金」は、10 月 1 日から時間額 **845** 円に改正されている。

別紙

愛知県特定最低賃金一覧表

最低賃金名	現行金額 (時間額)	引上額	改正金額 (時間額)	引上率	発効日 (予定)
鉄鋼業 最低賃金 (注1)	912 円	14 円	926 円	1.54%	平成 28 年 12 月 16 日
はん用機械器具製造業 最低賃金 (注2)	882 円	14 円	896 円	1.59%	
精密機械器具製造業 最低賃金 (注3)	841 円	15 円	856 円	1.78%	
電気機械器具製造業 最低賃金 (注4)	852 円	15 円	867 円	1.76%	
輸送用機械器具製造業 最低賃金	890 円	14 円	904 円	1.57%	
各種商品小売業 最低賃金	823 円	24 円	847 円	2.92%	
自動車(新車)小売業 最低賃金 (注5)	873 円	15 円	888 円	1.72%	

注1 名称:「製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金」

注2 名称:「はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金」

注3 名称:「計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金」

注4 名称:「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」

注5 平成20年に従来の「自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金」を分離して「自動車(新車)小売業」の最低賃金を新設したものの。

参考

愛知県の最低賃金の詳細は、愛知労働局ホームページ

(<http://aichi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>) においても掲載する予定。